

【Q&A】

問1. 森林の土地の所有者届出制度の目的は何ですか。

1 森林法に基づき都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられたところです。

2 なお、森林の土地の所有者届出により得られた森林所有者情報は、個人情報保護条例の適用の下で、森林の経営の受託や森林施業の集約化に取り組む森林組合や林業事業体等に提供されることにより、森林所有者への働きかけが効率的に進む効果も大いに期待されます。

問2. 新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、登記所から市町村に送付される登記済通知書によりその旨を把握した場合も、森林の土地の所有者届出を求める必要はあるのですか。

1 登記は第三者への対抗要件であり、義務とはされていませんので、森林法第10条の7の2第1項の規定においても、国土利用計画法第23条第1項に基づく届出とは異なり、登記を行った場合に届出を不要とする措置は定められていません。

2 このため、新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、その旨を市町村が把握しているとしても、その者は森林の土地の所有者届出を行う義務があります。

問3. 相続に関する森林の土地の所有者届出の手続について、具体的に教えてください。

1 相続の際、相続の開始(被相続人の死亡)のときから、相続財産は一旦法定相続人の共有物となり、相続財産の分割協議が整えば所有者が特定されることとなります。

2 このため、森林の土地の所有者届出については次のような手続となります。

① 被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整わない場合

被相続人の死亡日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要です。それぞれの方がそれぞれの持分割合について届出をすることも可能ですし、共同して届出をすることも可能です。

また、その後分割協議が整ったときには、分割協議により持分に変更があった場合、その森林の土地の持分を取得した者(所有者となった者)は、分割協議の終了日から90日以内にその旨の届出を行うこととなります。

② 被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整った場合

所有権の移転が2回(被相続人の死亡、分割協議)あることとなりますが、分割協議により森林の土地の所有者となった方が、被相続人の死亡日から90日以内に届出を出せば、その届出だけで十分です。

3 なお、本制度は平成24年4月1日から施行されましたので、平成24年3月31日までの被相続人の死亡による相続については、相続の開始時点の所有権の移転(法定相続人の共有物)に関わる届出は不要です。しかし、平成24年4月1日以降に分割協議が整い持分に変更があった場合には、その分割協議が整った日から90日以内にその森林の土地の持分を取得した者(所有者となった者)が届出を行う必要があります。

問4. 届出書に添付することとされている届出の原因を証明する書類について、登記に関わる書類を添付しようと思いますが、登記事項証明書又はその写しのほか、どのようなものが該当するのですか。

添付書類に使用できる登記に関わる書類として以下のものが考えられ、その写しも該当します。

なお、相続の際に添付書類とする場合の考え方は問5を参照してください。

- ・ 登記原因証明情報
- ・ 登記完了証(電子申請に係るもの)
- ・ インターネット登記情報提供サービスによって取得した登記情報(照会番号があるもの)
- ・ 登記識別情報通知
- ・ 登記済証

問5. 相続により新たに森林の土地の所有者となった者は登記を行わない場合もあり、また、売買のように契約書ありません。届出書に添付する届出の原因を証明する書面として、どのようなものが該当するのですか。

1 「届出の原因を証明する書面」は、届出の対象としている森林の土地及び新たに森林の土地の所有者となった者が確認できるものがが必要です。

2 このため、届出人が登記名義人となっている登記事項証明書(又はその写し)等の登記を確認できる書類、又は、届出人が森林の土地を相続したことを示す遺産分割協議書と目録の写しは、それだけで添付書類とすることができます。

3 また、以下の1及び2の書面を組み合わせると添付書類とすることができます。

① 対象物を確認するための、被相続人が所持していた登記済証、被相続人が所持していた登記事項証明書又は固定資産評価証明書等の写し

② 相続及び相続人を確認するための、戸籍又は除籍謄本、相続人代表者指定届出等の写し、公正証書遺言書・検認済の自筆証書遺言書(遺言書により、相続財産である届出書記載の土地を届出者が取得することが確実であるものに限る。)

問6. 届出書を提出したことについて、届出人から市町村の長の証明を求められた場合、どのように対処すればよいか。

届出書が提出先に到達したときに届出の義務は完了しており、その旨を口頭で伝えることで、届出人からの依頼の目的は達成されると考えられます。

仮に、書面での確認を求められた場合には、接受した届出書の写しを交付する等の方法が考えられますが、もとより、届出行為によって、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。